

## 大口町公共基準点管理保全要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき大口町が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全に万全を期することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「公共基準点」とは、1級基準点、2級基準点及び3級基準点（相当精度の基準点を含む。）であつて、かつ、永久標識を設置したものをいう。

### (管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主務課は、まちづくり部まちづくり推進課とする。

### (公共基準点の使用手続)

第4条 公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第1）により、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、公共基準点使用承認書（様式第2）を交付するものとする。

3 公共基準点を使用する者は、その使用后、公共基準点使用報告書（様式第3）により、使用結果を町長に報告するものとする。

4 土地家屋調査士会が不動産登記用の地積測量図を作成するため公共基準点を使用する場合は、公共基準点使用に係る包括承認申請書（様式第1-1）、公共基準点包括使用承認書（様式第2-1）及び公共基準点包括使用報告書（様式第3-1）により、前3項の手続を包括的に行うことができる。

5 第2項及び前項により公共基準点の使用の承認を受けた者は、公共基準点使用承認書又は土地家屋調査士会員証を常時携行し、町職員、土地又は建築物の所有者若しくは管理者（以下「土地所有者等」という。）から請求があつた場合は、速やかにこれを呈示し、立ち入りの許可を受けなければならない。

### (工事施工の届出)

第5条 公共基準点の付近で次に掲げる工事等を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第4）を町長に提出し、町長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、第6条の規定により、公共基準点を一時撤去又は移転する場合は、当該届出を省略することができる。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
- (2) 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

2 前項の届出は、次の掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 引照点図又は町長が示す測量資料
- (3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺、全引照点を確認できるもの）

3 公共基準点付近での工事が竣工したときは、工事施工者は速やかに公共基準点付近での工事竣工報告書（様式第5）を町長に提出し、検査を受けなければならない。

4 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 竣工写真（公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの）
- (2) 公共基準点の異常の有無が確認できる資料（着工前及び竣工後が対比できる引照点図又は町長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

5 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者は公共基準点復旧承認申請書（様式第6）により町長に申請しなければならない。

6 町長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、公共基準点復旧承認書（様式第7）を交付するものとする。

（一時撤去及び移転）

第6条 工事施工者が公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、

あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第8）により町長に申請しなければならない。

- 2 町長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第9）を交付するものとする。
- 3 第1項の申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。
  - (1) 位置図、平面図、（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
  - (2) 写真（公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの）
  - (3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）
- 4 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は公共基準点（一時撤去・移転）請求書（様式第10）を町長に提出するものとする。

（機能の回復）

第7条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、棄損、移転等により、その効用に支障をきたした場合又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があった場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。ただし、同一構造による設置が不可能な場合は、町長と協議し、これを変更することができる。

- 2 工事施工者以外の者が故意又は過失により公共基準点を滅失又は棄損した場合は、前項の規定を適用する。

（機能回復の施工者）

第8条 公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、次の場合は町で行うものとする。

- (1) 土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があった場合
  - (2) 工事施工者による設置工事が困難であると町長が認めた場合
- 2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続は、測量法第36条、第37条第3項、第40条その他関係法令に基づき町長が行う。
  - 3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、町長と協議のうえ施工者を決

定するものとする。

(設置工事)

第9条 設置工事をしようとする者（以下「設置工事施工者」という。）は、設置位置及び設置施工方法について、町長と協議しなければならない。

2 設置工事に当たっては、原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとする。ただし、使用不可能な場合は、町が有償で支給するものとする。

3 設置工事施工者は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 設置工事が竣工したときは、設置工事施工者は速やかに公共基準点設置工事竣工報告書（様式第11）を前項の写真とともに町長に提出し、検査を受けなければならない。

5 設置工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第10条 設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取りこわし費用を含む。）及び公共基準点の測量作業に要する費用は、原因者の負担とする。ただし、土地所有者等による公共基準点の一時撤去・移転の請求に基づく場合は、町が負担する。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、公共基準点の管理保全に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成19年11月19日大口町告示第112号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日大口町告示第69号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町告示第51号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日 大口町告示第39号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日 大口町告示第42号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 大口町告示第28号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 4 条関係)

| 公共基準点使用承認申請書  |                       |  |
|---|-----------------------|--|
| 年 月 日   |                       |  |
| 大口町長 様  |                       |  |
| 申請者 住所  |                       |  |
| 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>                   |                       |  |
| 大口町公共基準点管理保全要綱第 4 条第 1 項の規定により大口町公共基準点の使用について、次のとおり申請します。 |                       |  |
| 使 用 目 的   |                       |  |
| 使 用 期 間   | 年 月 日から 年 月 日まで ( 日間) |  |
| 測 量 地 域   |                       |  |
| 使 用 す る<br>公 共 基 準 点                                      | 計 点                   |  |
| 測 量 方 法   |                       |  |
| 測<br>量<br>計<br>画<br>機<br>関                                | 名 称                   |  |
|   | 代表者氏名                 |  |
|   | 所 在 地                 |  |
| 測<br>量<br>作<br>業<br>機<br>関                                | 名 称                   |  |
|   | 担当者氏名                 |  |
|   | 所 在 地                 |  |
| 備 考   |                       |  |

様式第 1 - 1 (第 4 条関係)

|  |  |          |
|--|--|----------|
| <p>公共基準点使用に係る包括承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大口町長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 土地家屋調査士会<br/>氏名 <span style="float: right;">⑩</span></p> <p>大口町公共基準点管理保全要綱第 4 条第 4 項の規定により大口町公共基準点の使用について次のとおり包括承認を申請します。</p> |  |          |
| 使 用 目 的  |  |          |
| 使 用 期 間  | 年 月 日から 年 月 日                                |          |
| 測 量 地 域  |  |          |
| 使用する公共基準点  | 大口町が管理する全ての公共基準点 (使用時点で公共基準点の取扱いがされているものに限る) |          |
| 測 量 方 法  |  |          |
| 申<br>請<br>者  | 名 称  | 土地家屋調査士会 |
|  | 代 表 者 氏 名                                    |          |
|  | 所 在 地  |          |
| 測 担<br>量 当<br>作 者<br>業   | 氏 名  | 本会名簿のとおり |
| 備 考  |  |          |

\*会員名簿を添付のこと

様式第 2 (第 4 条関係)

| 公共基準点使用承認書   |       |  |
|--|-------|--|
| 様  |       |  |
| 大口町公共基準点の使用について次のとおり承認します。   |       |  |
| 使用目的   |       |  |
| 使用期間   |       |  |
| 測量地域   |       |  |
| 使用する<br>公共基準点  |       |  |
| 測量方法   |       |  |
| 測量<br>作<br>業<br>機<br>関   | 名 称   |  |
|  | 担 当 者 |  |
|  | 所 在 地 |  |
| 承認条件   |       |  |
| 1 別紙「公共基準点使用条件」を遵守すること。<br>2 使用終了後は、報告書を提出すること。                    |       |  |
| 承認番号第 号  |       |  |
| 年 月 日  |       |  |
| 大口町長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> |       |  |
| 連絡先  |       |  |



様式第 2 - 1 (第 4 条関係)

| 公共基準点包括使用承認書   |  |
|--|--|
| 土地家屋調査士会<br>様  |  |
| 大口町公共基準点の包括使用について次のとおり承認します。   |  |
| 使 用 目 的  |  |
| 使 用 期 間  | 年 月 日～ 年 月 日まで (1 年<br>間)                    |
| 測 量 地 域  |  |
| 使用する公共基準点  | 大口町が管理する全ての公共基準点 (使用時点で公共基準点の取扱いがされているものに限る) |
| 測 量 方 法  |  |
| 測量作業<br>担当者  | 氏 名  |
| 承認条件   |  |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 別紙「公共基準点使用条件」を遵守すること。</li> <li>2 公共基準点包括使用報告書を用いて、期間毎に関係公共基準点の使用を報告すること。</li> <li>3 同様の取扱いを各単位土地家屋調査士会について認める。</li> </ol> |  |
| 承認番号第 号  |  |
| 年 月 日  |  |
| 大口町長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>   |  |

## 別紙

### 公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用にあたっては、作業者は立ち入り施設の管理者にあらかじめ測量計画機関名、作業機関名（包括承認に基づく場合には土地家屋調査士名）、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書あるいは包括承認に基づく場合には土地家屋調査士会員証を常時携帯すること。
- 4 使用にあたっては公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないように努めること。
- 5 公共基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近の工事の予定がある場合は速やかに公共基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書として、次の書類を添付し公共基準点管理者に提出すること。なお、地積測量図の作成のための測量においては、包括承認申請書に定める使用報告書をもって代えることが出来ることとする。
  - (1) 公共基準点現況報告書
  - (2) 精度管理表
  - (3) 成果表、網図の写しなど

様式第 3 (第 4 条関係)

| 公共基準点使用報告書  |  |  |
|---|--|--|
| 年 月 日   |  |  |
| 大口町長 様  |  |  |
| 報告者 住所<br>氏名 <span style="float: right;">㊟</span>       |  |  |
| 大口町公共基準点管理保全要綱第 4 条第 3 項の規定により大口町公共基準点の使用結果を次のとおり報告します。 |  |  |
| 使用目的  |  |  |
| 使用期間  | 年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)  |  |
| 測量地域  |  |  |
| 使用した公共基準点   | 計 点  |  |
| 使用承認番号  | 第 号  |  |
| 測量作業機関  | 名称   |  |
|   | 担当者  |  |
|   | 所在地  |  |
| 使用結果<br>(精度)  | NO. ~ NO. 相対精度 1 :<br>NO. ~ NO. 相対精度 1 :<br>NO. ~ NO. 相対精度 1 :<br>NO. ~ NO. 相対精度 1 : |  |
| 特記事項  |  |  |

様式第 3 - 1 (第 4 条関係)

| 公共基準点包括使用報告書  |       |       |    |
|---|-------|-------|----|
|   |       | 年 月 日 |    |
| 大口町長 様  |       |       |    |
| 報告者 住所  |       |       |    |
| 土地家屋調査士会  |       |       |    |
| 登録番号  |       |       |    |
| 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>                 |       |       |    |
| 大口町公共基準点管理保全要綱第 4 条第 4 項の規定により大口町公共基準点の使用結果を次のとおり報告します。 |       |       |    |
| 使用目的  |       |       |    |
| 使用月(期)  |       |       |    |
| 使用承認番号  | 第 号   |       |    |
| 使用点名  | 使用年月日 | 使用目的  | 備考 |
|   | 年 月 日 | 1・2・3 |    |
|   | 年 月 日 | 1・2・3 |    |
|   | 年 月 日 | 1・2・3 |    |
|   | 年 月 日 | 1・2・3 |    |
|   | 年 月 日 | 1・2・3 |    |
|   | 年 月 日 | 1・2・3 |    |
|   | 年 月 日 | 1・2・3 |    |
|   | 年 月 日 | 1・2・3 |    |

\* 使用目的欄には、次のいずれかに該当する番号を○で囲んでください。

- 1 地積測量図作成のため使用した点
- 2 点検のために使用した点
- 3 異状のため使用を断念した点

\* 地積測量図に使用した場合は、備考欄に所在地番を記入すること。

様式第4 (第5条関係)

|   |                         |  |
|---|-------------------------|--|
| <p>公共基準点付近での工事施工届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大口町長 様</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>大口町公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により次のとおり届出します。</p> |                         |  |
| 工 事 件 名   |                         |  |
| 工 事 場 所   |                         |  |
| 工 事 期 間   | 年 月 日から 年 月 日 ( 日間)     |  |
| 工 事 概 要   |                         |  |
| 公 共 基 準 点 番 号   |                         |  |
| 占<br>用<br>企<br>業<br>者   | 名 称                     |  |
|   | 代 表 者 氏 名               |  |
|   | 所 在 地                   |  |
| 工<br>事<br>請<br>負<br>者   | 名 称                     |  |
|   | 担 当 者                   |  |
|   | 所 在 地                   |  |
| 添 付 図 面   | 1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 その他 |  |

様式第5（第5条関係）

| 公共基準点付近での工事竣工報告書                                  |                               |  |
|---|-------------------------------|--|
| 年 月 日   |                               |  |
| 大口町長 様  |                               |  |
| 報告者 住所<br>氏名 <span style="float: right;">㊟</span> |                               |  |
| 年 月 日に届け出た公共基準点付近での工事が竣工しましたので、次のとおり報告します。        |                               |  |
| 工 事 件 名   |                               |  |
| 工 事 場 所   |                               |  |
| 工 事 期 間   | 年 月 日から 年 月 日（ 日間）            |  |
| 工 事 概 要   |                               |  |
| 公 共 基 準 点 番 号                                     |                               |  |
| 公共基準点の状況  | (1) 測量標のき損状態：                 |  |
|   | (2) 構造物のき損状態：                 |  |
|   | (3) その他：                      |  |
| 工<br>事<br>請<br>負<br>者                             | 名 称                           |  |
|   | 担 当 者                         |  |
|   | 所 在 地                         |  |
| 添 付 図 面   | 1 竣工写真 2 引照点図 3 測量資料<br>4 その他 |  |

様式第6（第5条関係）

|   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| <p>公共基準点復旧承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大口町長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>工事により支障をきたした公共基準点の復旧について、大口町公共基準点管理<br/>保全要綱第5条第5項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。</p> |                      |  |
| 復 旧 理 由   |                      |  |
| 復 旧 内 容   |                      |  |
| 復 旧 場 所   |                      |  |
| 復 旧 す る<br>公 共 基 準 点  |                      |  |
| 復 旧 期 間   | 年 月 日から 年 月 日まで（ 日間） |  |
| 復<br>旧<br>工<br>事<br>請<br>負<br>者   | 名 称                  |  |
|   | 代表者氏名                |  |
|   | 所 在 地                |  |
| 備 考   |                      |  |

様式第 7 (第 5 条関係)

| <h2 style="margin: 0;">公共基準点復旧承認書</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">様</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">年 月 日に申請のありました公共基準点の復旧について、次のとおり承認します。</p>   |          |
|---|----------|
| 承認事項  |          |
| 復旧内容  |          |
| 復旧場所  |          |
| 復旧する公共基準点   |          |
| 復旧完了期限  | 年 月 日とする |
| <p>承認条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 測量標設置は、大口町公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。</li> <li>2 支給材が必要な場合は、町へ申し出てください。</li> <li>3 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事竣工報告書（様式第 11）を提出し、町の検査を受けなければならない。</li> <li>4 検査に合格したときは、速やかに公共基準点を引き渡すこととする。</li> <li>5 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに協議すること。</li> </ol> <p style="margin-top: 20px; margin-left: 20px;">承認番号第      号</p> <p style="margin-left: 60px;">年    月    日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">大口町長</p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; vertical-align: middle;"></div> </div> |          |
| 担当連絡先   |          |



様式第 8 (第 6 条関係)

|   |                        |  |
|---|------------------------|--|
| <p>公共基準点 (一時撤去・移転) 承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大口町長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>工事により支障となる公共基準点の (一時撤去・移転) について、大口町公共基準点管理保全要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。</p> |                        |  |
| 一時撤去・移転理由   |                        |  |
| 工 事 件 名   |                        |  |
| 工 事 場 所   |                        |  |
| 一時撤去・移転する<br>公 共 基 準 点  |                        |  |
| 移転する場合の移転<br>候 補 地  |                        |  |
| 工 事 期 間   |                        |  |
| 一時撤去・移転期間   |                        |  |
| 工<br>事<br>請<br>負<br>者   | 名 称                    |  |
|   | 担 当 者                  |  |
|   | 所 在 地                  |  |
| 添 付 図 面   | 1 位置図 2 平面図 3 写真 4 その他 |  |
| 備 考   |                        |  |

注) 協議の場合は、承認申請書を協議に、置き換えるものとする。

様式第9（第6条関係）

| 公共基準点（一時撤去・移転）承認書  |  |
|--|--|
| 承認番号第 号  |  |
| 年 月 日  |  |
| 様  |  |
| 大口町長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>   |  |
| 年 月 日に申請のありました公共基準点の（一時撤去・移転）について、次のとおり承認します。  |  |
| 承認事項   |  |
| 移 転 先  |  |
| 一時撤去・移転する<br>公 共 基 準 点   |  |
| 完 了 期 限  |  |
| 承認条件   |  |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 再設置位置については、町と協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡してください。</li> <li>2 測量標設置は、大口町公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。</li> <li>3 支給材料が必要な場合は、町へ連絡してください。</li> <li>4 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事竣工報告書（様式第11）を提出し、町の検査を受けてください。</li> <li>5 検査に合格したときは、速やかに町に引き渡すものとする。</li> <li>6 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに町に連絡すること。</li> </ol> |  |
| 担当連絡先  |  |

注）協議の場合は、承認を回答に置き換えるものとする。

様式第10 (第6条関係)

公共基準点(一時撤去・移転) 請求書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住所

氏名

印

大口町公共基準点管理保全要綱第6条第4項の規定により公共基準点の(一時撤去・移転)を次のとおり請求します。

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 一時撤去・<br>移転理由      |       |
| 請求場所               |       |
| 一時撤去・移転<br>する公共基準点 |       |
| 請求期限               | 年 月 日 |
| 備考                 |       |

様式第 1 1 (第 9 条関係)

|   |              |  |
|---|--------------|--|
| <p>公共基準点設置工事竣工報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大口町長 様</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>年 月 日承認番号第 号で承認を受けた公共基準点の（一時撤去・移転）について、公共基準点設置工事が竣工しましたので、次のとおり報告します。</p> |              |  |
| 工 事 件 名   |              |  |
| 工 事 場 所   |              |  |
| 設 置 工 事 竣 工 日   |              |  |
| 設 置 公 共 基 準 点 番 号   |              |  |
| 工<br>事<br>請<br>負<br>者   | 名 称          |  |
|   | 担 当 者        |  |
|   | 所 在 地        |  |
| 添 付 図 面   | 1 竣工写真 2 その他 |  |

注) 協議の場合は、承認を回答に置き換えるものとする。